介護保険事業計画推進会議（第5回）	
R8.7.30	参考資料1

豊島区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況について

「自己評価結果」項目における評価基準
◎達成できた・・・・・・80%以上
〇概ね達成できた・・・・60～79%
△達成はやや不十分・・・30～59%
×達成できなかった・・・29%以下

※資料1-1と参考資料1は評価対象・基準が異なります。
・資料1-1・・・・・参考指標に対する評価（A・B・C・ー）
・参考資料1・・・・施策に対する評価（◎・〇・△・×）

施策1　介護予防・健康づくりの推進

1-1　介護予防の推進

1-2　総合事業の推進

施策	1	介護予防・健康づくりの推進

目指す姿

〇健康寿命を延伸するために、介護予防やフレイル対策に取り組むことができ、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できる。
〇プレフレイル、フレイルの高齢者を早期に把握するとともに、改善が見込める高齢者が、改善効果の高い介護予防事業や短期集中通所型事業等の取組に参加し、「ちょっと前の自分に戻る」ための支援を受けることができる。

現状と課題

①介護予防・フレイル対策の推進

後期高齢者人口の増加が見込まれる中、フレイルを早期に発見し、フレイル対策の普及・啓発が重要である。介護予防・フレイル対策の3本柱「運動」「栄養」「社会参加」のうち、「社会参加」のための情報や参加しやすい環境をより充実させる必要がある。また、さらなる多様な活動の場の創出や仕組みづくりが求められている。

②総合事業基準緩和サービス従事者の育成

総合事業基準緩和サービス従事者育成研修（家事援助スタッフ育成研修）は、「介護に関する入門的研修」と類似しているため統合を検討する。また、研修修了者の就労率が3割程度のため、就労者数を増加するための方策を検討する。

③基本チェックリストの有効活用

フレイル状態の方を早期に発見、対応するために基本チェックリストの活用をさらに推進する。

施策の取組方針と取組内容

1 介護予防の推進

(1)フレイル対策の推進
 ①介護予防拠点の充実
 ②フレイルチェック参加機会の多様化と継続
 ③専門職による相談機能の充実
(2)高齢者の社会参加と住民主体の通いの場の拡大
 ①介護予防に資する通いの場の支援
 ②通いの場への介護予防視点の適切な関与
 ③介護予防・生活支援の担い手育成と通いの場へのマッチング充実
(3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
 ①後期高齢者の疾病重症化予防とフレイル予防
 ②健康状態不明者の把握及び支援の取り組み
 ③まちの相談室の活用
 ④事業評価と効果的なプログラム内容の検討

2 総合事業の推進

(1)訪問型、通所型サービスの実施
 ①短期集中通所型サービスの充実
 ②つながるサロンの充実
 ③住民による生活支援サービス
 ④自立支援の充実
(2)総合事業基準緩和サービス従事者育成研修（家事援助スタッフ育成研修）
 ①入門的研修との一本化の検討と実施方法の見直し
 ②修了者の就労率の向上
(3)基本チェックリストの実施促進
 ①プレフレイル、フレイル高齢者への基本チェックリストの実施
 ②短期集中サービス、住民によるサービス利用時の基本チェックリストの活用

No	施策名
1-1	介護予防の推進

施策の実施状況

前期分

(1)フレイル対策の推進
①介護予防拠点の充実：5月に「介護予防センター長崎活動室」をプレオープン、西部地域にも介護予防拠点を開設した。
②フレイルチェック参加機会の多様化と継続：計画の12回を予定通り実施した。また、住民主体の通いの場、町会にも1回実施した。
③専門職による相談機能の充実：「まちの相談室」「フレイルチェック参加者フォローアップ」として68人に個別相談を実施した。その他リハ職によるとしまる体操指導を12回実施した。
④東京都と連携しアプリと腕時計型活動量計を活用した事業連携、としまる体操普及啓発を兼ねたイベントを3回実施予定。

(2)高齢者の社会参加と住民主体の通いの場の拡大
①介護予防に資する通いの場への支援：9月末現在83団体へ助成金を交付した。
②通いの場への介護予防視点の適切な関与：「まちの相談室」集団指導として33回実施、内容は季節に応じ「食中毒予防」「熱中症予防」「血圧について」を実施した。
③介護予防・生活支援の担い手育成と通いの場へのマッチング充実：介護予防サポーター養成講座を実施した。サポーターの新たな活動場所としてイケサンパークでのとしまる体操運営サポートを開始した。

(3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
①後期高齢者の疾病重症化予防とフレイル予防：ポピュレーションアプローチとして集団セミナーを18回実施、ハイリスクアプローチとして個別相談を13回圏域ごとに区民ひろばを活用し実施した。
②健康状態不明者の把握：対象者抽出し郵送調査、返信のない対象者を中心に30名訪問した。
③まちの相談室の活用：集団健康教育および個別健康相談を実施した。
④事業評価と効果的なプログラム内容の検討：健康状態不明者の事業について分析評価を行った。

後期分

(1)フレイル対策の推進
①介護予防拠点の充実：令和7年5月に「介護予防センター長崎活動室」をプレオープンし16,654人が利用した。令和8年2月に西部地域の介護予防の拠点として介護予防センター長崎活動室をオープンし、2,445人の利用があった。
②フレイルチェック参加機会の多様化と継続：計画の16回を予定通り実施。さらに、複数回参加者のために4回、住民主体の通いの場・町会にも5回出向いて行った。
③専門職による相談機能の充実：「まちの相談室」「フレイルチェック参加者フォローアップ」として56人に個別相談を実施した。その他リハ職によるとしまる体操指導を8回実施した。
④東京都と連携しアプリと腕時計型活動量計を活用した事業連携、としまる体操普及啓発を兼ねたイベントを3回実施し、イベントに90名の参加があった。その後75人が継続してスマートウオッチを装着し、介護予防活動を継続している。

(2)高齢者の社会参加と住民主体の通いの場の拡大
①介護予防に資する通いの場への支援：リハビリテーション専門職が年間で66回巡回を行い、グループの支援を行った。
②通いの場への介護予防視点の適切な関与：「まちの相談室」集団指導として28回実施、季節に合わせて「ヒートショック」「オーラルフレイル」「朝の数分ストレッチ」を実施した。
③介護予防・生活支援の担い手育成と通いの場へのマッチング充実：介護予防リーダー養成講座を行い、16人のリーダーを養成した。フレイルチェックを行うフレイルサポーター養成講座を10月に行い13人のサポーターを養成した。3月に各種担い手が交流する「担い手交流会」を開催、113人が参加、それぞれの活動の課題を共有した。

(3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
事業評価と効果的なプログラム内容の検討：健康状態不明者の事業について分析評価を行い、庁内関係部署と共有した。

指標の達成状況

成果を測る参考指標	現状（令和5年度計画策定時）	目標（令和5年度計画策定時）	R6年度（3月末時点実績）	R7年度（3月末時点実績）	R8年度（実績）
高齢者のうち外出頻度が週1回以下の割合	5.7%	5.0%	5.8%	5.3%	
フレイルについての認知度	45.2%	50%	40.8%	46.9%	
本区の一人当たりの医療費	1,004千円	985千円	945千円	ー	
活動指標	**現状（令和5年度計画策定時）**	**目標（令和5年度計画策定時）**	**R6年度（3月末時点実績）**	**R7年度（3月末時点実績）**	**R8年度（実績）**
通いの場や住民主体の活動への専門職による支援回数	1,033人	1,100人	1,368人	1,066人	
フレイルチェック実施者数（しっかり＋かんたんコース）	1,121人	1,200人	1,080人	401人	
保健事業と介護予防の一体的実施事業での相談支援者数（延べ）	229人	280人	285人	270人	

施策の評価		
●自己評価結果	○	

●自己評価の内容

(1)
①長崎活動室は徐々に認知され、としまる体操の実施を軸として、利用者数が伸びている。
また、自主グループの登録も伸びており、西部地区の活動拠点として活用されている。
②定例のフレイルチェックだけではなく、町会などでの実施も徐々に増え、多様な場においてフレイルの視点が広がってきている。

(2)
①助成金団体は、入れ替わりがあるが総数は昨年とほぼ変わらない。
②まちの相談室の集団指導は、季節ごとの健康トピックを取り入れ、時期ごとに適切な内容で実施できている。
専門職による自主グループの支援が継続的にできており、自主グループの活動の活性化、スキルアップに寄与している。
③担い手同士の交流や、活動上の課題の抽出、活動場所のマッチングなどを行い、担い手養成だけではなく、同時に支援を行い活動がスムーズに行えるようなプラグラムが実施できた。

(3)
①対象者へ個別通知を送付するため約20%の参加率があり、無関心層の掘り起こしもでき啓発効果が高い。
参加者の満足度も高く引き続き実施するとともに、参加率の向上を目指す必要がある。
②健康状態不明者へのアプローチは約85%の把握ができ、高齢者総合相談センターへ情報提供を行うケースも散見され、早期対応の一助となったため今後も継続していく必要がある。

●課題と今後の対応策

(1)活動室の利用促進を継続し、主催事業を実施しながら活動室の周知を行う。
あわせて自主活動を支援し、地域の介護予防・フレイル予防の推進拠点としての役割を強化していく。

(2)より一層通いの場の拡大を図るため、高田介護予防センター、東池袋フレイル対策センター、生活支援コーディネーター等の自主団体を支援する関係者に費用助成制度の周知を行う。
また、介護予防サポーター等の住民主体の担い手について、活動の場をより拡大するしていくとともに、関係機関とのマッチングを行っていく。また担い手としてのスキルアップができるように交流会や研修などを実施していく。

(3)参加率や満足度は概ね目標値を達成している。しかし、令和8年度は令和7年度事業をベースに各種講座の実施会場の選定等を必要に応じ再検討し、さらなる参加率の増を目指す。

No	施策名
1-2	総合事業の推進

施策の実施状況

前期分

(1)訪問型・通所型サービスの実施
①短期集中訪問型サービスは、9月末までに83名が利用した。短期集中通所型サービスは、令和6度より2会場コースを増やし、9月末までに77名が参加した。
②つながるサロンへの登録団体は、9月末までに50団体だが、10月に新規団体が立ち上がる予定である。9月に代表者・コーディネーター向けに勉強会を実施。また2月には交流会を予定している。
③住民による生活支援サービス(生活支援お助け隊)は、25名が利用。利用者は昨年度より増加傾向にある。
④通所型サービスA「としまリハビリ通所サービス」は、提供体制の充実を図り事業所に勧奨を続けている。

(2)総合事業基準緩和サービス従事者育成研修(家事援助スタッフ育成研修)
①令和6年度より介護に関する入門的研修と一本化。6月に過去の修了者へ後追いアンケートを実施した。
②過去に家事援助スタッフ育成研修を受講した方を対象に就職相談会の周知をし、相談会への出席と就労率向上に努めている。

(3)基本チェックリストの実施促進
①②9月末までに53件の基本チェックリストが実施された。

後期分

(1)訪問型・通所型サービスの実施
①短期集中訪問型サービスはリハビリ、栄養、口腔と合わせて、3月末までに140名が利用した。
短期集中通所型サービスは、令和6年度より2会場コースを増やし、全16コース実施。131名が参加した。
②つながるサロンへの登録団体は、3月末までに51団体となった。2月に代表者・コーディネーター向けに交流会を実施。専門家による高齢者を取り巻く医療制度についての講義や民間企業による口腔健康講座、災害についての話合いなど、様々な視点から介護予防や共助に関する知識を深めることができた。
③住民による生活支援サービス(生活支援お助け隊)は、22名が利用。利用者数は令和6年度とほぼ横ばいであった。
④通所型サービスA「としまリハビリ通所サービス」は、提供体制の充実を図り事業所に勧奨を続けている。
また10月からの通所型サービスの運用変更により、後期は利用者数が増加した。

(2)総合事業基準緩和サービス従事者育成研修(家事援助スタッフ育成研修)
①令和6年度より介護に関する入門的研修と一本化。1月に育成研修を開催し、13名が参加した。
②過去に家事援助スタッフ育成研修を受講した方を対象に就職相談会の周知をし、相談会への出席と就労率向上に努めている。

(3)基本チェックリストの実施促進
①②3月末までに108件の基本チェックリストが実施された。

指標の達成状況

成果を測る参考指標	現状(令和5年度計画策定時)	目標(令和5年度計画策定時)	R6年度(3月末時点実績)	R7年度(3月末時点実績)	R8年度(実績)
短期集中通所型サービス利用者により身体状況が改善した人数	66人	100人	67人	86人	
短期集中訪問型サービス利用者により主観的健康観が上がった人の数	63人	70人	54人	35人	
総合事業基準緩和サービス従事者育成研修の修了者の就労率	29.7%	31.0%	15.0%	32.0%	
介護サービス提供事業所数(年度内に給付実績あり) ① 訪問リハビリテーション ② 通所リハビリテーション	①9事業所 ②7事業所	①12事業所 ②8事業所	①11事業所 ②6事業所	①11事業所 ②6事業所	
活動指標	**現状(令和5年度計画策定時)**	**目標(令和5年度計画策定時)**	**R6年度(3月末時点実績)**	**R7年度(3月末時点実績)**	**R8年度(実績)**
短期集中通所型サービス実施人数	84人／年	120人／年	103人／年	131人	
短期集中訪問型サービス実施人数	193人／年	220人／年	198人／年	140人	
つながるサロン登録団体数	42団体	50団体	50団体	51団体	
総合事業基準緩和サービス従事者育成研修の終了者数(累計)	513人	800人	666人	713人	
基本チェックリスト実施数	230件／年	270件／年	145件／年	108件	

施策の評価		
●自己評価結果	○	

●自己評価の内容

（1）
①短期集中通所型サービスは、2コース回数を増やし、令和7年度末までに16コース開催。会場を各圏域に配置して通いやすい場所を調整して実施。また夏季は避け、外出しやすい時間帯を考慮するなど負担なく通えるよう工夫をした。また包括のケアマネ研修会に出席して事業説明をし利用者の促進に力を入れた。
②つながるサロンは年々団体数も増え、どの地域からも通いやすく、また参加しやすい環境が整ってきている。サロンの介護予防に関する質の向上のため、全サロンを対象に区職員が出向き、フレイルチェックを実施。フレイル予防についての助言等を行い、啓発にも努めた。
③④利用者数はほぼ横ばいであるが、事業の周知に努め、利用の促進を図っている。

（2）
①②今年度も「家事援助スタッフ育成研修」と「介護に関する入門的研修」を一本化し、参加者増や就労率向上に向けて介護保険課と連携を強め、周知活動や就職相談会を実施した。過去の研修の参加者へ相談会のお知らせをするなど、就労率の向上に努めた。

（3）
①②速やかに状態の改善ができる総合事業の利用促進のため、高齢者総合相談センターと連携を図り、基本チェックリストの活用を進めた。実施数は減少しているが、各包括でのアセスメントは適切に実施されており、対象者は迅速にサービス利用につながっている。

●課題と今後の対応策

（1）
①短期集中通所型サービスについて、対象者は迅速にサービスの利用につながっているが、圏域によって参加人数の差異が生じている。高齢者総合相談センターとも連携を図り、ケアマネージャー研修会等を通じて事業のさらなる周知に努め、利用者増につなげていく。
④通所型サービスA「としまリハビリ通所サービス」の事業者の新規参入がないため、各事業所を訪問し制度の個別説明を行っている。一度休止した事業所が再開し、後期は利用者も増加しているが、圏域によっては事業所の選択肢が少ない場所もあるため、通所型サービスの運用変更とリハビリ特化の重要性を再度説明し、指定事業所を増やす取り組みを引き続き強化していく。

（2）
②家事援助スタッフ育成研修と一体化した介護に関する入門的研修修了者の就労率が上がっていない。受講生への就職相談会の周知活動に力を入れるとともに、相談会に参加する事業所も増やしていく。また、令和7年度に実施した受講者アンケート結果を踏まえ、介護保険課とも連携しながら就職相談会を充実させ、研修の受講率、就労率の向上を図っていく。

（3）
①②引き続き、迅速に短期集中サービスやつながるサロンが利用できるよう、高齢者総合相談センターとの連携を図り、基本チェックリストの活用を進めていく。

施策2　生活支援の充実

2-1　在宅生活の支援

2-2　見守りと支え合いの地域づくり

施策	2	生活支援の充実

目指す姿

〇いつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するため、互いに助け合う仕組みがある。
〇誰もがデジタル技術の恩恵を受けられる。
〇地域住民や民間事業者等による緩やかな見守りを拡充し、担当による見守りや専門的な支援へつなげていくことができる。
〇多様な主体による見守り体制を構築し、見守りが必要な全ての方が見守られている。

現状と課題

① 地域の中での生活支援体制の充実

令和5年度に高齢者総合相談センターの全8圏域に、生活支援推進員（生活支援コーディネーター）を配置した。
高齢者総合相談センターやCSW等と連携し、誰でも食堂運営やつながるサロンの立ち上げ支援など、地域に必要な活動を支えていく。今後も高齢者の居場所や通いの場の需要が高まることから、地域で支える生活支援サービスの構築を進める。

②地域資源情報データベースシステムのさらなる活用

把握した地域資源を登録し、毎年情報更新を行っている。蓄積した情報の件数が800を超え、情報更新作業が大きくなっている。

③担い手の確保と支援

今後、地域の活動を支援する仕組みは需要が高まるため、生活支援コーディネーター等が中心となり、担い手の養成や担い手を地域の助け合いにつなげる仕組みづくりを構築していくことが重要となっている。

④デジタルデバイドの解消

スマートフォン等の情報機器は孤立化防止の一助となっている。そのため、使い方が分からない等の理由で情報機器を利用していない高齢者に対して、情報機器の使い方を学べる機会を提供していく必要がある。

⑤見守り体制の充実

高齢者が安全・安心して在宅生活を過ごすために、一人ひとりの高齢者のおかれた状況に合わせた多様な主体による見守り体制を構築していく必要がある。また、2人以上の世帯であっても社会から孤立した状態に置かれている方を支援につなげる必要がある。

施策の取組方針と取組内容

1 在宅生活の支援

(1)支え合いの仕組みづくり
①地域の中での生活支援体制の充実
②地域資源データベースシステムの活用
③担い手の確保と支援
(2)日常生活支援サービスの充実
①日常生活支援サービスの再構築
②新たな支援策の調査・研究
(3)デジタルデバイドの解消
①スマートフォン教室の実施
②地域でのデジタルデバイド解消事業の支援
③オンラインツールを組み合わせた介護予防活動の実施

2 見守りと支え合いの地域づくり

(1)地域との協働-緩やかな見守り-
①事業者等との協働
②町会・自治会の見守り
(2)様々な主体による見守り活動の推進-担当による見守り-
①民生委員・児童委員による見守り
②高齢者クラブ、サロン活動団体による見守り
③見守り訪問対象者の拡充
熱中症予防訪問等を通じて得た情報をもとに、支援を必要とされる方へのアプローチや各種サービスの利用、見守り活動につないでいく

No	施策名
2-1	在宅生活の支援

施策の実施状況

前期分

(1)支え合いの仕組みづくり
①地域のささえあい仕組みづくり協議会(第1層協議体)の1回目を7月に実施した。2回目を12月に、3回目を3月に実施予定。
②Ayamu(地域資源情報データベースシステム)PTを6月に開催した。インフォーマルな情報数は9月末時点で970件まで増加している。
③介護予防リーダー養成講座に高齢者の生活支援コーディネーターが参加し、担い手が相談できる体制を構築している。

(2)日常生活支援サービスの充実
①都や近隣区の取り組みを踏まえた検討を引き続き行った。
②各圏域の包括と連携し高齢者の生活支援推進員が地区懇談会を開催。地域における高齢者の現状や課題等を把握、整理している。

(3)デジタルデバイドの解消
①東京都が実施するスマートフォン講座を活用し、西部地域の新しい介護予防拠点「長崎活動室」で講座を実施した。

後期分

(1)支え合いの仕組みづくり
①地域のささえあい仕組みづくり協議会(第1層協議体)の2回目を12月、3回目を3月に実施した。2回目では、60代の地域参加を促進するための取り組みについて話合いをし、3回目では住民主体による生活支援活動の仕組みについて検討した。
②Ayamu(地域資源情報データベースシステム)について生活支援コーディネーターの定例会やCSWの全体会議で情報共有した。インフォーマルな情報数は3月末時点で984件となった。
③介護予防リーダー養成講座に高齢者の生活支援コーディネーターが参加し、担い手が相談できる体制を構築。2層コーディネーターとつながりをもてた介護予防リーダー養成講座の卒業生が各圏域でサロンを立ち上げることができた。

(2)日常生活支援サービスの充実
①介護予防リーダー養成講座の中で、外部講師を迎え、地区ごとのデータ分析を行い、課題の検討を行った。
②各圏域の包括と連携し高齢者の生活支援推進員が地区懇談会を開催。地域における高齢者の現状や課題等を把握、整理している。

(3)デジタルデバイドの解消
①東京都が実施するスマートフォン普及講座を地域の区民ひろばで展開した。

指標の達成状況

成果を測る参考指標	現状(令和5年度計画策定時)	目標(令和5年度計画策定時)	R6年度(3月末時点実績)	R7年度(3月末時点実績)	R8年度(実績)
地域資源情報の把握数	755件	1,000件	912件	984件	
フレイルについての認知度(施策1-1再掲)	45.4%	50.0%	40.8%	46.9%	
活動指標	**現状(令和5年度計画策定時)**	**目標(令和5年度計画策定時)**	**R6年度(3月末時点実績)**	**R7年度(3月末時点実績)**	**R8年度(実績)**
ささえあいの仕組みづくり協議会	3回／年	3回／年	3回/年	3回/年	
フレイルチェック実施者数(しっかり＋かんたんコース)(施策1-1再掲)	1,121人	1,200人	1,080人	401人	
紙おむつ等支給事業延支給者数	17,588人／年	18,000人／年	18,784人／年	17,863人／年	
おむつ購入費等助成事業延助成者数	868人／年	900人／年	991人／年	960人／年	
出張理美容費助成事業延実施数	439件／年	450件／年	794件／年	837件／年	
補聴器購入費助成事業助成件数	60件／年	300件／年	260件／年	273件／年	
スマートフォン講座等の実施回数	8回／年	8回／年	14回／年	4回／年	

指標を計画の途中で変更した場合

変更前指標	フレイルチェック実施者数　1回　名	変更後指標	フレイルチェック実施者数　延べ人数
変更理由	1回あたりの参加人数を会場に合わせて設定することとしたため。		

施策の評価		
●自己評価結果	○	

●自己評価の内容

(1)
①3月実施のささえあいの仕組みづくり協議会で、住民主体による生活支援活動について検討した。
今後、自主団体が有償ボランティアとして地域でささえ合える仕組みづくりをさらに検討・構築していく。
②Ayamu(地域資源情報データベースシステム)について、2層定例会やCSW全体会で情報を共有。
データの精査等も行い、今後活用についても話合いを進めている。
③新たな担い手が2層コーディネーターと連携し新規のサロンを立ち上げるなど、高齢者の通いの場を
増やすことができた。

(2)
①都や近隣区の取り組みを踏まえて継続的に検討を行っている。
②東京都社会福祉協議会主催の研修などに積極的に参加し、他区の取り組みの把握を行っている。

(3)
会場の広さの制約もあり定員10名としたが、定員を上回る希望があった。

●課題と今後の対応策

(1)
①第2層コーディネーターは地域アセスメントを行い特性に応じた取り組みが必要であり、
また圏域ごとの質にばらつきが出ないように進めていくことが重要であるため、
各圏域の定例会には区職員も同席し全体の動きを把握し、情報共有しながら引き続き進めていく。
また委託法人とも連携を強化し、定期的な話合いの場を設ける。
②地域資源情報システムは、情報数が増えてきているものの、地域によりデータ数や活用方法に差が生じている。
既存データの更新・管理、活用が円滑にできるよう運用について検討を重ねるとともに、アセスメントを
行いながら情報数の平準化を図っていく。

(2)
①②高齢者のニーズが多様化している。ニーズに合った支援やサービスを立案するため、様々な会議体や
勉強会に出席しさらに調査を進める。

(3)
昨年まで、3Cを活用した講座においてニーズが減少していたことを踏まえて定員設定を行ったが、
地域を変え開催することでニーズの掘り起しができた。一方で、全ての参加希望には応えることができなかった。
次年度は複数の会場での実施を予定する。

No	施策名
2-2	見守りと支え合いの地域づくり

施策の実施状況

前期分

○多様な主体による見守り活動が継続して実施されている
(1)地域との協働-緩やかな見守り-
①32事業者と協定を締結している。

(2)様々な主体による見守り活動の推進-担当による見守り-
①75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に民生児童委員による「熱中症予防訪問」を実施。
高齢者を熱中症から守ると共に、何らかの支援や見守りが必要な方を各種サービスや見守り活動などに繋げている。
②高齢者クラブによる見守りが51団体で実施されている。

(3)見守り支援事業担当による活動-専門的な見守り-
専門的な見守り相談窓口を継続して設置しアウトリーチ活動を継続するとともに、見守り体制の強化を図るため、見守り支援事業担当の人員増に向けた予算措置を講じた。

後期分

○多様な主体による見守り活動が継続して実施されている
(1)地域との協働-緩やかな見守り-
①32事業者と協定を締結している。協定締結事業者との意見交換会を実施、事業者の関心の高い認知症の人への関わり方をテーマに意見交換を行った。

(2)様々な主体による見守り活動の推進-担当による見守り-
①75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に民生児童委員による「熱中症予防訪問」を実施。
高齢者を熱中症から守ると共に、何らかの支援や見守りが必要な方を各種サービスや見守り活動などに繋げている。熱中症予防訪問の結果を各包括圏域での地域懇談会や熱中症報告会等を通じて、民生児童委員へのフィードバックを行った。
②高齢者クラブによる見守りが51団体で実施されている

(3)見守り支援事業担当による活動-専門的な見守り-
専門的な見守り相談窓口を継続して設置しアウトリーチ活動を継続するとともに、見守り体制の強化を図るため、令和8年度当初から見守り支援事業担当の人員増に向けた予算措置を講じた。

指標の達成状況

成果を測る参考指標	現状（令和5年度計画策定時）	目標（令和5年度計画策定時）	R6年度（3月末時点実績）	R7年度（3月末時点実績）	R8年度（実績）
「支援を必要とする人に適切で良質な福祉サービスが提供されている」の質問項目で、「そう思う」から「そう思わない」を引いた割合	5.3pt	10.0pt	2.1pt	0.2pt	
「地域の中で、支援を必要とする人を見守り、支え合うような人と人とのつながりがある」の質問項目で、「そう思う」から「そう思わない」を引いた割合	1.1pt	5.0pt	-6.8pt	-9.6pt	
活動指標	**現状（令和5年度計画策定時）**	**目標（令和5年度計画策定時）**	**R6年度（3月末時点実績）**	**R7年度（3月末時点実績）**	**R8年度（実績）**
見守り協定締結団体数	22団体	40団体	32団体	32団体	
見守り訪問対象者数	213世帯	300世帯	194世帯	194世帯	
見守り支援事業担当への相談件数	21,491件／年	23,000件／年	31,676件／年	21,291件／年	
熱中症予防訪問人数	5,767世帯	6,000世帯	8,268世帯	6,315世帯	
高齢者あんしん位置情報サービスの利用者数	21人	25人	21人	22人	
救急通報システム設置数	317基	316基	320基	349基	

指標を計画の途中で変更した場合

変更前指標	①「地域の中で高齢者や障害者の権利が守られ、質の高いサービスが提供されている」の質問項目で、「そう思う」から「そう思わない」を引いた割合 ②「地域の中で高齢者等を見守り、支え合うような人と人とのつながりがある」の質問項目で、「そう思う」から「そう思わない」を引いた割合	変更後指標	①「支援を必要とする人に適切で良質な福祉サービスが提供されている」の質問項目で、「そう思う」から「そう思わない」を引いた割合 ②「地域の中で、支援を必要とする人を見守り、支え合うような人と人とのつながりがある」の質問項目で、「そう思う」から「そう思わない」を引いた割合
変更理由	区民意識調査において、質問項目が変更されたことに伴い、成果を測る参考指標を変更する		

施策の評価		
●自己評価結果	◎	

●自己評価の内容

（1）
協定締結事業者と見守り支援事業担当との関係の強化や見守り活動に対する理解を深めるため、
意見交換会の実施を計画している。

（2）
①75歳以上の一人暮らし高齢者を対象とした熱中症予防訪問を通じて、熱中症対策の必要性に対する理解を促すとともに、継続的な訪問により対象者と民生児童委員や高齢者総合相談センター職員とのつながりが深まってきている。
②高齢者クラブでの見守りが継続し、実施団体も増加傾向にある。

（3）高齢者総合相談センターの見守り支援事業担当が生活支援コーディネーターやCSWと連携し、
地域の新たな見守りに係る社会資源の開発に取り組んでいる。

●課題と今後の対応策

○一人暮らし高齢者が増加していくため、見守り対象者の増加とともに、地域の担い手も高齢化が進んでいくことが課題である

（1）
協定締結事業者との意見交換会を通じて、見守り協定の内容や見守り活動への理解、
見守り支援事業担当との連携を引き続き深めていく必要がある。

（2）
特に、相談件数の増加、民生児童委員の負担軽減への対応など、見守り支援事業担当の業務を逼迫する状況が続いている。担い手の減少を見据えた見守り活動の体制強化や活動の進め方を引き続き検討していく必要がある。

（3）
地域における見守りの担い手の高齢化が進むなかで、見守り相談窓口の機能と継続的な見守り体制の維持に向け、専門的な見守り体制の強化に向けた予算措置を講じることができたが、人材の確保に各法人で苦慮している。
各法人の採用状況について、確認を続けていくとともに、体制を確立した高齢者総合相談センターの状況を好事例として情報提供していくことで、見守り支援事業担当を地域の見守り体制の核として機能するよう取組んでいく必要がある。

施策３　高齢者総合相談センターの機能強化

施策	3	高齢者総合相談センターの機能強化

目指す姿

〇専門性の高い職員が、支援を必要とする高齢者やその家族の生活課題に目を向けて、地域住民や事業者等の関係機関と連携し、包括的な支援やチームアプローチができる。
〇地域包括ケアシステム推進の中核機関として、地域住民や関係機関との協働により支え合うまちづくり。
〇ICTの活用により、センターの効果的な業務の運営と質が確保されている

現状と課題

①安心の暮らしを支える相談体制の機能強化

総合相談支援において、支援困難ケースに取り組む会議が、令和4年度は令和元年度の1.3倍に増加している。老老介護や認認介護等、介護力の乏しい世帯に対する支援が増加傾向にある。加えて本区は単身の後期高齢者が多いこともあり、特に認知症や心身の不調に早めに気づき相談支援につながるよう、本人家族の安心の暮らしを支える体制整備が喫緊の課題となっている。
医療が必要な高齢者が早期に退院する現状において、医療と介護の連携強化が求められている。

②業務体制の確保と人材育成

令和4年度相談件数は過去最多。センターの業務負担増大に対し、業務内容の精査や人員体制の強化等による業務体制の確保が課題となっている。
高齢化が進展する中、地域包括ケアシステム推進の要として、相談者や関係機関に対し的確かつ円滑な対応がセンター職員に期待されている。職員の定着も含めた計画的継続的な人材育成が重要になっている。
また、ケアマネジャーの減少傾向もあり、ともに在宅のケアマネジメントを担う観点から、さらなる居宅介護支援事業所との連携強化や主任ケアマネジャー育成支援、及び諸課題への取組における協働が求められている。

③本人らしい望む生活に向けた介護予防ケアマネジメントの推進

令和3年度より、望む暮らしを少しでも長く続けることができるよう「少し前の自分を取りもどす」ことが可能な方に対し、生活の中での本人のつながりや地域資源につないでいく介護予防・自立支援を重視した介護予防ケアマネジメントを推進している。しかし、地域住民や関係機関に十分な周知や理解が得られていない状況にある。

④高齢者総合相談センターの認知度の向上

センターの認知度は令和4年度で60.2%であり、特に男性や多世代に向けた周知が不足している。

⑤関係機関との連携促進による複合化した課題のある世帯への取組

高齢者や介護といった課題だけではなく、子どもや障害、生活困窮、8050問題といった、複合化した課題のある世帯が増えている。今後は高齢者分野に限らず、他の機関と連携し、幅広い役割を担うことも期待されている。

施策の取組方針と取組内容

1	高齢者総合相談センターの機能強化

(1)高齢者総合相談センターの相談支援の充実
 ①センター職員の資質向上と育成支援
 ②相談体制の充実および効果的な業務体制の整備
 ③地域包括支援ネットワークの拡充、新たな関係機関との連携促進
 ④高齢者総合相談センターの周知拡大
(2)地域ケア会議による地域包括ケアシステムの推進
 ①地域ケア会議の体系デザイン見直し
 ②地域課題抽出のプロセスの標準化
 ③多様な主体と協働した地域ケア推進会議
(3)介護予防ケアマネジメントの推進、自立支援・重度化防止に資するケアマネジャーの育成支援
 ①基本方針に基づく介護予防ケアマネジメントの推進
 ②多職種との連携によるケアマネジメントの質の向上
 ③ケアマネジャーの連携促進による実践力向上
 ④地域ニーズに対応したケアマネジメントの支援

No	施策名
3	高齢者総合相談センターの機能強化

施策の実施状況

前期分

(1)高齢者総合相談センターの相談支援の充実
①国・都・区・他機関主催研修の周知等による研修機会の確保(33件)。
②地域住民の利便性向上や早期相談支援に向け、圏域センターから遠方にある駒込地区に4月「東部高齢者総合相談センターこまごめ相談室」を開設。誰もが必要な支援に早期にアクセスできる環境を整備した。
③複合課題対応研修(重層的支援会議・8050問題等)を通し他機関の様々な職種と連携を強化した。また、包括センター長連絡会(6回)、専門職別部会(13回)においてもネットワークの拡充を図った。
④出張相談・講座は、クリニックや金融機関等で開催した(113回)。その他XやLINE等のSNSを用いて認知度の向上に努めた。

(2)地域ケア会議による地域包括ケアシステムの推進
①地域ケア会議内容より見直しの検討を協議。
②地域課題抽出のため、昨年度の地域ケア個別会議164件を集計。内容をセンター長連絡会で報告し、地域課題等を共有した。
③「全体会議に向けた検討会」は引き続き2つの地域課題について多職種と連携した。「住民主体の支え手」では地域での支え合いについて協議。「専門性のある支え手」においては、ケアマネジャーの役割周知のためチラシを作成する周知チーム、関係機関へのつなげ、先の見える化を目指す連携チームに分かれ作業を実施。

(3)介護予防ケアマネジメントの推進、自立支援・重度化防止に資するケアマネジャーの育成支援
①④ホームページにマニュアルの研修内容を載せ、センターでの研修にも利用できるようにした。また、地域のケアマネジャー等対象研修を実施し、163名が受講した。
②2センター合同開催の元気はつらつ報告会に職能団体(豊島区リハビリテーション連絡会・東京都栄養士会)から助言者を迎え標準化や質の向上を図った(2回)。
③地域ケア個別会議等にて地域のケアマネジャーと連携し、実践力の向上を図った。

後期分

(1)高齢者総合相談センターの相談支援の充実
①国・都・区・他機関主催研修の周知等による研修機会の確保(18件)。
②ケアプランデータ連携システムを包括に導入し、事務作業の効率化を図った。
③包括センター長連絡会(6回)、専門職別部会(12回)等を通じて他機関とのネットワークの拡充を図った。
④出張相談・講座は、区民ひろばや金融機関等で開催した(119回)。その他XやLINE等のSNSの活用、各包括のマグネット作成、認知度の向上に努めた。

(2)地域ケア会議による地域包括ケアシステムの推進
①地域ケア会議の見直しの検討を継続して協議した。
②地域ケア個別会議様式から直接地域課題を導けるよう記載方法の検討を行った。
③個別会議は80回開催。全体会議に向けた検討会は6回開催。地域ケア推進会議「全体会議」にて2つの課題「住民主体の支え手」「専門性のある支え手」について多職種と連携、協議し、高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくりについて話し合った。

(3)介護予防ケアマネジメントの推進、自立支援・重度化防止に資するケアマネジャーの育成支援
①④地域のニーズ対応すべく、ケアマネジャー等対象研修を実施し、54名が受講した。
②2センター合同開催の元気はつらつ報告会にリハビリ専門職等助言者を交え、ケアマネジメントの質の向上を図った(2回)。また、評価検討会を開催し、ケア会議に対する認識の強化、モチベーションの向上、地域力の向上につなげた。
③地域ケア個別会議等にて地域のケアマネジャーと連携し、実践力の向上を図った。

指標の達成状況

成果を測る参考指標	現状(令和5年度計画策定時)	目標(令和5年度計画策定時)	R6年度(3月末時点実績)	R7年度(3月末時点実績)	R8年度(実績)
高齢者総合相談センターの認知度	60.2%	63.0%	55.7%	59.3%	
要支援認定者等の主観的健康観	51.5%	53.0%	50.9%	53.5%	
居宅介護支援事業所管理者の主任ケアマネジャー取得状況	79.0%	100.0%	84.4%	90.6%	
ケアマネジャーとセンターとの連携状況	62.8%	65.0%	―	66.9%	
活動指標	**現状(令和5年度計画策定時)**	**目標(令和5年度計画策定時)**	**R6年度(3月末時点実績)**	**R7年度(3月末時点実績)**	**R8年度(実績)**
センター相談件数	44,380件	50,000件	43,003件	42,542件	
センター相談内容延べ件数	66,732件	75,000件	65,684件	66,359件	
センター主催元気はつらつ報告会	15件	20件	23件	24件	
センター主催の個別会議	175件	170件	139件	152件	
区・センター主催の地域ケア推進会議	34回	33回	39回	40回	
職種別部会	27回	25回	25回	25回	
ケアマネジメントB・Cの年間実績値	B:456件 C:39件	B:500件 C:50件	B:400件 C:24件	B:433件 C:17件	

施策の評価		
●自己評価結果	○	

●自己評価の内容

（1）
①複雑化・複合化する相談に対応すべく、研修機会を確保し、センター職員の資質向上が図られた。
②ICT（ケアプランデータ連携システム）を導入したことでセンター職員の負担軽減のみならず、
相談等の専門業務に集中でき、包括としての機能を高めることができた。
③多職種・多機関との連携による会議体の充実を図り、きめ細やかな相談支援を行えるよう一体的・
重層的な相談支援体制を強化した。
④SNSや広報物を多用し幅広い年齢層に向けてセンターの認知度の向上を目指した。

（2）
地域ケア推進会議等において、多職種と連携し、地域課題を共有、協働。成果物を作成し、
関係機関や区民に周知、ケアマネジャーのシャドーワーク軽減に貢献した。

（3）
センター主催会議を標準的効果的に推進する仕組みとして、職能団体からの助言者がセンター合同開催に
参画した。またその効果を確認した。

●課題と今後の対応策

（1）
①③センター職員の質及び人員の確保やチームアプローチの強化。重層的支援や多世代の課題に
対応するための、職員の専門性向上と関係機関との連携強化による支援体制の充実を図る。
②高層マンションの増加や独居高齢者が多い地域といった地域特性の把握。迅速な相談につなげられるよう
ICTの活用。総合的な相談体制の構築。
④情報が届きにくい住民への丁寧な働きかけと、介護家族、男性、多世代に向けSNSやグッズ等の
ツールを用いたり、新たな出張相談・講座場所の開拓を行い、認知度の向上を図る。

（2）
国の施策と連動しながら「身寄りのない高齢者の支援」を課題とし、より一層関係機関との協働によって
検討を進めていく。

（3）
ケアマネジャーの減少や離職が課題となる中で、業務への不安軽減やモチベーション向上のため、
より複合的課題への対応力向上を目指し、今後も多職種対象の研修を開催していく。業務負担の偏在や
役割の不明確さがケアマネジャーの法外支援につながっているため、今後も連携しながら負担軽減につながる
取組を行っていく。

施策4　自分らしく安心して暮らせる地域づくり

4-1　認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

4-2　高齢者の権利擁護

施策	4	自分らしく安心して暮らせる地域づくり

目指す姿

〇高齢期でも尊厳を保ち、希望を持って、住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らすことができるよう、その意向を十分に尊重しつつ、必要かつ適切な医療・介護等が継続的に提供される。
〇認知症の正しい知識と理解を普及させることで、認知症の人を含めた個々の人格と個性を尊重し、お互いに支え合う共生社会となる。

現状と課題

① 認知症に対する社会的認識と共生の促進

認知症の有病率は令和7年には約20%、令和22年には25%と見込まれている。認知症の人の3分の2は在宅で生活しており、単身高齢者割合の多い豊島区では、地域で支える仕組みがより重要となる。また、その実現のためには「共生社会」への理解促進が不可欠である。

② 認知症の予防と早期支援体制の構築

認知症はだれもがなりうるが、介護予防、フレイル対策は発症を遅らせる効果が期待されている。また、早期に診断を受けることで適切な医療・介護につながり、サービス等を利用しながら在宅生活を継続することが可能となる。

③ 認知症に対するバリアフリーな環境と意思決定支援の強化

認知症の人が住み慣れた環境で安心して暮らすためには、その人が社会の一員として権利を享受することや活動機会が確保されていることが必要なため、地域支援体制の推進が必要である。

④ 高齢者の権利擁護

区民が適切に成年後見制度を利用できるよう、状況に応じて区長申立てによる審判請求や後見人報酬の助成を行っている。また、豊島区権利擁護支援方針検討会議を通して成年後見制度の利用上の課題の共有、検討を行っていく必要がある。高齢者虐待に対しては、専門家による相談を実施している。

施策の取組方針と取組内容

1 認知症になっても安心して暮らせる体制整備

(1)普及啓発・本人発信支援
 ①認知症の普及啓発
 ②本人発信支援
 ③認知症ケアパスの改定
(2)認知症への備え
 ①ヒアリングフレイル対策の充実
 ②認知症予防としての介護予防・フレイル対策の推進
(3)早期診断・早期対応
 ①もの忘れチェック(認知症検診)の推進
 ②認知症初期集中支援チーム
 ③もの忘れ相談
(4)認知症への多様な支援
 ①若年性認知症支援
 ②チームオレンジの整備
 ③介護者支援

2 高齢者の権利擁護

(1)高齢者虐待防止の一層の推進
 ①高齢者虐待対応の推進
(2)成年後見制度の利用促進
 ①成年後見制度の利用促進
 ②意思決定支援の推進
 ③消費者被害の防止

No	施策名
4-1	認知症になっても安心して暮らせる体制整備

施策の実施状況

前期分

(1)普及啓発・本人発信支援
①認知症サポーター養成講座36回1,745人に実施、
うちジュニアサポーター養成講座を小中学生35名に実施した。
②本人ミーティングを3か所、17回実施した。
③ケアパスを昨年度全面改定後、情報更新し令和7年度版を発行した。銭湯にも新たに配布した。

(2)認知症の備え(発症の遅延、進行予防)
①区民向けヒアリングフレイル講座を1回実施、相談会を1回実施した。またヒアリングフレイルチェックを
聞こえの問題の啓発として21回実施し、必要な方を相談会へとつなげた。

(3)早期診断・早期対応
①物忘れチェック(認知症検診)は6月1日より開始、70歳、75歳、80歳の方へ案内を6,361通送付、
その他希望する50～79歳の方へ129通送付した、そのうち62人が協力医療機関を受診した。
②認知症初期集中支援チームは12ケースに対応。また、チーム員、医師等関係者で連絡会を開催し
事業方針について共有した。
③もの忘れ相談は各包括にて9回実施、14人の相談を受けた。包括間で予約枠を融通し実施効率化に努めた。

(4)認知症への多様な支援
①若年性認知症個別ケースについて新規、継続合わせ4ケース個別相談対応中である。
②チームオレンジは2チームが定期的に活動、計11回実施された。
③認知症カフェを22箇所で実施中。職員が各カフェを尋ね状況や課題についてリサーチした。
新たに2か所のカフェが開設。認知症介護者の会が主催する各介護者の会の連絡会に出席し
運営やイベント、研修等について協働した。

後期分

(1)普及啓発・本人発信支援
①認知症サポーター養成講座20回380人に実施した。②本人ミーティングを3か所、4回実施した。

(2)認知症の備え(発症の遅延、進行予防)
①区民向けヒアリングフレイル講座を1回実施、相談会を3回実施した。またヒアリングフレイルチェックを
聞こえの問題の啓発として42回実施し、必要な方を相談会へとつなげた。

(3)早期診断・早期対応
①物忘れチェック(認知症検診)は6月1日より開始、70歳、75歳、80歳の方へ案内をトータル6,576通送付、
結果124人が協力医療機関を受診した。
②認知症初期集中支援チームは12ケースに対応。また、チーム員、医師等関係者で連絡会を開催し
事業方針について共有した。
③もの忘れ相談は各包括にて16回実施33人の相談を受けた。包括間で予約枠を融通し実施効率化に努めた。

(4)認知症への多様な支援
①若年性認知症個別ケースについて新規、継続合わせ4ケース個別相談対応中である。
②チームオレンジは1チーム活動を行い、のべ149人の参加があった。
③認知症カフェを22箇所で定期的に活動を継続している。今年度、新たに1か所のカフェが開設した

指標の達成状況

成果を測る参考指標	現状 (令和5年度 計画策定時)	目標 (令和5年度 計画策定時)	R6年度 (3月末時点 実績)	R7年度 (3月末時点 実績)	R8年度 (実績)
認知症に関する相談窓口の認知度	28.0%	30.0%	26.6%	27.2%	
主介護者が「認知症への対応」に不安を感じる割合	29.5%	26.5%	―	25.6%	
活動指標	**現状 (令和5年度 計画策定時)**	**目標 (令和5年度 計画策定時)**	**R6年度 (3月末時点 実績)**	**R7年度 (3月末時点 実績)**	**R8年度 (実績)**
認知症サポーター養成者数(累計)	16,794人	17,800人	20, 212人	21,957人	
認知症初期集中支援チームにおける支援相談人数	32件	35件	19件	12件	
認知症検診受診者数	58件	100件	129件	62件	
認知症カフェ参加人数	934人	1,000人	2, 522人	3,384人	

施策の評価		
●自己評価結果	○	

●自己評価の内容

（1）
区内の企業を中心に認知症サポーター養成講座参加者は増加している。区民向けのサポーター養成講座は小規模で人数の伸びが比較的少ないが、高齢者総合相談センターと連携し開催に努める。
様々な所属や属性の対象者に引き続き講座の申し込みを普及していく。
本人ミーティングは3地域で定期開催できるようになった。本人の希望や思いを知る貴重な場となっている。

（2）
令和5年度より毎年講演会を実施しているが参加者はコンスタントにあることから今後も継続する。
また、相談会は、講演会やヒアリングフレイルチェックで心配な方のつなぎ先となった。

（3）
認知症検診はWeb受付を追加したところ申し込み数が伸びた。別居の家族や若年層の申し込みにつながったと思われる。初期集中支援チームは事業は昨年を上回るケースが上がり活用されている。
もの忘れ相談事業も、空き枠を活用しタイミングよく相談につなげる仕組みができている。

（4）
認知症サポーター養成講座受講者をベースにした認知症の人を支える地域活動であるチームオレンジは、複数の場所で定期開催できた。

●課題と今後の対応策

（1）
認知症サポーター養成講座は今後も継続し、養成数を増やしていく。サポーターがチームオレンジとして活動するための支援を同時に行う。本人ミーティングは新たな地域での展開を目指し、高齢者総合相談センターと連携していく。

（2）
補聴器購入助成の申請件数も増加していることを踏まえ、今後はヒアリングフレイルの普及啓発と相談会に重点を置き実施する。

（3）
認知症検診の参加者をより一層増加させるため、対象者を拡大し機会をとらえて様々な方法で周知していく。

（4）
認知症の人を支える地域活動には区が関与していない自主活動も実施されている。これらの活動も定期的な地域に根付いた活動になる可能性がある。こうしたインフォーマルな取り組みの実施も支援し今後も認知症の人との共生社会に向けた啓発を継続する。

【高齢者福祉課　地域ケアグループ】

No	施策名
4-2	高齢者の権利擁護

施策の実施状況

前期分

(1)高齢者虐待防止の一層の推進
①高齢者虐待は近年増加の傾向にあり、高齢者虐待に関する通報は令和7年9月末時点で50件、
そのうち警察からの通報は11件となっている。最初の通報窓口となる高齢者総合相談センターへの
支援を積極的に行い、高齢者に対する身体的・精神的暴力、介護放棄等の虐待を早期に発見し対応した。
虐待や認知症で対応が困難なケースに対して弁護士等の専門家の助言を得られる認知症・虐待専門対応事業
による専門相談で43件の事例を検討した。

(2)成年後見制度の利用促進
①成年後見制度区長申立ての事案について、豊島区権利擁護支援方針検討会議で後見人等の候補者の調整や
本人への支援方針について、弁護士や司法書士等から専門的な助言を受けた。
成年後見制度区長申立てを19件実施。成年後見人等への報酬助成を34件実施した。
②職員が意思決定支援に関する研修を受講し、部署内で周知を行うことで高齢者支援に役立てることができた。
また課で区民向けの意思決定支援に関する研修を実施した。
③高齢者総合相談センターの窓口で消費者被害に関するチラシを配布し、消費者被害の予防について
意識啓発を行った。

後期分

(1)高齢者虐待防止の一層の推進
①高齢者虐待は近年増加の傾向にあり、高齢者虐待に関する通報は令和8年3月末時点で104件、
そのうち警察からの通報は21件となっている。最初の通報窓口となる高齢者総合相談センターへの
支援を積極的に行い、高齢者に対する身体的・精神的暴力、介護放棄等の虐待を早期に発見し対応した。
虐待や認知症で対応が困難なケースに対して弁護士等の専門家の助言を得られる認知症・虐待専門対応事業
による専門相談で57件の事例を検討した。

(2)成年後見制度の利用促進
①成年後見制度区長申立ての事案について、豊島区権利擁護支援方針検討会議で後見人等の候補者の調整や
本人への支援方針について、弁護士や司法書士等から専門的な助言を受けた。
成年後見制度区長申立てを37件実施。成年後見人等への報酬助成を53件実施した。
また令和7年度より区事業として開始した成年後見制度申立費用助成事業は3件の助成を行った。
②職員が意思決定支援に関する研修を受講し、部署内で周知を行うことで高齢者支援に役立てることができた。
また課で区民向けの意思決定支援に関する研修を実施した。
③高齢者総合相談センターの窓口で消費者被害に関するチラシを配布し、消費者被害の予防について
意識啓発を行った。

指標の達成状況

成果を測る参考指標	現状（令和5年度計画策定時）	目標（令和5年度計画策定時）	R6年度（3月末時点実績）	R7年度（3月末時点実績）	R8年度（実績）
高齢者の虐待に関する受理件数	77件	60件	82件	104件	
区長申立による後見人選任件数	45件	55件	49件	40件	
活動指標	**現状（令和5年度計画策定時）**	**目標（令和5年度計画策定時）**	**R6年度（3月末時点実績）**	**R7年度（3月末時点実績）**	**R8年度（実績）**
認知症・虐待対応専門事業件数	37回	70回	59回	57件	
区長申立件数	47件	55件	51件	37件	

施策の評価		
●自己評価結果	○	

●自己評価の内容

（1）
①高齢者虐待に対し、高齢者総合相談センターを支援し、協力しながら速やかに対応した。

（2）
①成年後見制度の区長申立て、報酬助成について今後も増加傾向は続くと考えられる。
また社会福祉協議会の独自事業であった成年後見制度申立費用助成事業を引継ぎ、
令和7年度より区事業として開始した。
③高齢者の経済的虐待などの経済的被害を防止するため、成年後見制度の利用などの支援を行った。

●課題と今後の対応策

（1）
①区民後見人の活躍をより推進していく必要がある。豊島区成年後見制度利用促進条例・計画に基づき、
中核機関を豊島区民社会福祉協議会に委託し、区民後見人養成講座を実施して、後見活動メンバーへの
登録を行っている。この取り組みを継続し実施していく。

（2）
①広報・普及啓発・関係機関によるネットワークの構築等により、成年後見制度の利用を推進していく必要がある。
③高齢者の詐欺などによる経済的な被害が増えていることから、高齢者総合相談センターや警察等と連携し
被害を未然に防ぐ対策が必要となっている。チラシの配布や警察による小規模な講座等の
既存の手法を踏まえつつ具体的な対策を検討していく。

施策５　在宅医療・介護連携の推進

施策	5	在宅医療・介護連携の推進

目指す姿

〇在宅療養を希望する区民が、住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けることができる。
〇在宅療養に関わる医療・介護従事者が、相互に連携することにより、在宅療養者を適切に支援できる。

現状と課題

①在宅医療連携推進会議と顔の見える連携づくり

・平成22(2010)年度から区内団体と学識経験者、区民で構成される在宅医療連携推進会議を開催
・四師会のネットワークを活用した在宅医療・介護連携を進めている

②在宅医療相談窓口が担う多職種連携拠点機能

・在宅医療に関する相談窓口機能だけでなく、多職種連携の拠点を担っている
・区民意識調査(令和4年)によると、在宅医療相談窓口を「知っている」と回答した方は21.2%であり、今後も普及啓発に努める

③在宅医療・介護連携推進のための人材育成

・各部会による研修会のほか、包括圏域毎の「多職種連携の会」では地域の特色に応じた研修会等を行っている
・区では、主にケアマネジャーを対象に在宅医療コーディネーター研修を実施している

④在宅療養への理解促進

・四師会と連携して区民公開講座を実施している

⑤看取りの状況

・人口10万人当たりの看取り件数は、平成30年度が143.3件、平成31年度が148.8件と微増している
・人口10万人当たりの訪問看護事業所数は、令和3年度が13.4件で全国・東京都・区西北部の他区平均を上回っている

⑥健康に関する意識調査の結果

・区民意識調査(令和4年)によると、長期の療養が必要になった場合、40.4%の人が自宅で療養生活を続けることを希望している
・一方で、それが実現可能と考える区民の割合は34.0%であった

施策の取組方針と取組内容

1	在宅医療・介護連携の推進

(1)医療・介護従事者を中心とした多職種連携の推進
 ① 在宅医療連携推進会議および部会、在宅医療連携推進会議交流会の実施
 ② 豊島区地域医療・介護ネットワーク構築事業の推進
 ③ 在宅医療相談窓口の充実
 ④ 歯科相談窓口の充実
 ⑤ 病診連携の推進
(2)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
 ① 在宅療養後方支援病床確保事業の実施
 ② 医療機関とかかりつけ医の連携による24時間診療体制の検討
(3)在宅医療・介護に関わる従事者の能力向上
 ① 在宅医療コーディネーター研修の実施
 ② 各部会による研修会の実施
 ③ 多職種連携の会、多職種連携全体会の企画による研修会を実施
(4)在宅医療の理解促進に向けた普及啓発
 ① 在宅医療・介護事業者情報の公開
 ② 在宅医療やかかりつけ医に関する区民公開講座の開催
 ③ 在宅医療相談窓口および歯科相談窓口の周知

No	施策名
5	在宅医療・介護連携の推進

施策の実施状況

前期分

(1)医療・介護従事者を中心とした多職種連携の推進
①5月に在宅医療連携推進会議を実施し、各部会の活動方針や課題を共有した。

(2)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
①在宅療養後方支援病床確保事業を実施中である。
②24時間診療体制は、東京都の補助金を活用して豊島区医師会で実施中である。

(3)在宅医療・介護に関わる従事者の能力向上
①在宅医療コーディネーター研修の年間計画を作成し、募集を開始した。全5回のうち1回を終了した。
②訪問看護ステーション部会と臨床倫理部会でそれぞれ1回勉強会を開催した。
③各高齢者総合相談センター区域で多職種連携の会の開催に向けたミーティングを実施した。
多職種連携全体会を1回開催した。

(4)在宅医療の理解促進に向けた普及啓発
①③としまテレビや広報としまで、在宅医療相談窓口及び歯科相談窓口を啓発した。
在宅医療・介護連携事業者情報をホームページで公開している。

後期分

(1)医療・介護従事者を中心とした多職種連携の推進
①9月と1月に在宅医療連携推進会議を実施し、各部会の活動方針や課題を共有した。

(2)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
①在宅療養後方支援病床確保事業で126日分の利用があった。
②24時間診療体制は、東京都の補助金を活用して豊島区医師会で実施中である。

(3)在宅医療・介護に関わる従事者の能力向上
①在宅医療コーディネーター研修を10月から計5回実施した。
②臨床倫理部会が主催する多職種参加型の勉強会を実施した。
③各高齢者総合相談センター区域で多職種連携の会を開催した。また多職種連携全体会を2回開催した。

(4)宅医療の理解促進に向けた普及啓発
②医師会、薬剤師会、看護師会に委託して区民公開講座を開催した。

指標の達成状況

成果を測る参考指標	現状（令和5年度計画策定時）	目標（令和5年度計画策定時）	R6年度（3月末時点実績）	R7年度（3月末時点実績）	R8年度（実績）
在宅療養を希望する区民の割合	40.4%	41.0%	―	37.2%	
在宅療養が実現可能と思う区民の割合	34.0%	34.5%	―	32.5%	
豊島区多職種ネットワークの登録機関数	165機関	220機関	177機関	177機関	
在宅医療相談窓口コーディネート数	1,719件	1,800件	908件	1,091件	
歯科相談窓口コーディネート数	187件	200件	143件	121件	
活動指標	**現状（令和5年度計画策定時）**	**目標（令和5年度計画策定時）**	**R6年度（3月末時点実績）**	**R7年度（3月末時点実績）**	**R8年度（実績）**
在宅医療相談窓口相談件数	6,135件	6,200件	4,180件	4,150件	
歯科相談窓口相談件数	1,204件	1,300件	966件	704件	
区民公開講座開催回数	2回／年（コロナの影響による減）	4回／年	4回	4回	
専門職向け研修	10回／年	10回／年	12回	13回	

施策の評価		
●自己評価結果	◎	

●自己評価の内容

（1）
①在宅医療連携推進会議を3回開催した。豊島区地域医療・介護ネットワーク構築事業は、
高齢者総合相談センター圏域で「多職種連携の会」等を開催している。
（2）
①在宅療養後方支援病床確保事業は224日分の利用があった
②24時間診療体制は、医師会と協議を重ねて必要性を理解し、8年度から区の新規事業として予算化できた。

（3）
①②③区で予定していた研修はすべて実施できた。臨床倫理部会の勉強会は多職種参加型で実施している。

（4）
②各種区民公開講座は予定通り実施できた（看護師会、薬剤師会、医師会×2回）

●課題と今後の対応策

（1）
豊島区医師会多職種ネットワークの登録件数は頭打ちになっているため、機をとらえて登録の説明をしている。

（2）
在宅療養後方支援病床確保事業は受け入れ先の病院が集中しているため、診療所と病院に制度の再周知や運用の見直しを進める。

（3）
ケアマネジャーの職能団体が発足したので、多職種研修の情報を提供するなど連携の足がかりを作っていく。

（4）
在宅医療相談窓口と歯科相談窓口の実績が現状値・目標値に比べて低調であるため、啓発に努める。

施策６　高齢者の住まいの充実
（介護サービス基盤の整備）

施策	6	高齢者の住まいの充実（介護サービス基盤の整備）

目指す姿
○要介護者がその状態や環境の変化に応じ、本人等の意向を踏まえた適切な医療・介護サービス等を利用して、可能な限り在宅生活を継続できる。 ○状態や環境から在宅生活が困難となった要介護者が、本人等の希望に応じて、その状態に見合った施設等でサービスを受けて生活できる
現状と課題
①区内高齢者の生活環境
・単身高齢者は高齢者人口の約36％（特別区平均約28％） ・要介護者の33％が単身世帯、24％が夫婦二人世帯 ・要介護者の55％が持ち家（一戸建て）、25％が持ち家（集合住宅）
②特別養護老人ホームの待機者の状況
・待機者数は、令和5年3月末時点で383人 ・上記のうち、医療行為の必要な方は55人

施策の取組方針と取組内容	
1	高齢者の住まいの充実（介護サービス基盤の整備）
（1）在宅生活を継続できる環境の確保 ①在宅生活の継続を支える介護サービス拠点への支援 ②在宅生活の継続を支える住環境の確保 （2）要介護者の状態に対応した多様な住まいの確保 （3）住まいやサービス施設の機能向上	

No	施策名
6	高齢者の住まいの充実（介護サービス基盤の整備）

施策の実施状況

前期分

（1）在宅生活を継続できる環境の確保
①令和7年度、各種小規模多機能型居宅介護の補助整備事業者を公募しているが、応募はない。
新たな複合型サービスの創設は国において継続検討のため、動向等を注視している。
②高齢者の安心・快適で自立した生活を支援するため、住宅改修助成を実施（申請4件、助成6件）
急病等の緊急時対応や安否見守りサービス等により、高齢者世帯の安心・安全な生活を支援（登録者数341人）
住宅セーフティネット事業については、不動産事業者への制度周知やセーフティネット専用住宅への
家賃低廉化補助を行うとともに令和7年10月の住宅セーフティネット法改正により創設される
居住サポート住宅の認定制度に係る準備を行った。住宅の確保が困難な高齢者等に対して、
公営住宅や民間賃貸住宅の情報等を提供するなど入居支援を行った。

（2）要介護者の状態に対応した多様な住まいの確保
令和6年4月から特養ホームの入所申込に有効期限を設定し、同施設の入所需要の精査を進めている。
令和7年度、各種小規模多機能型居宅介護併設を条件に、認知症高齢者GHの補助整備事業者を
公募しているが、応募はない。特定施設入居者生活介護は、開設8施設（定員376人）のほか、
2施設（定員163名）が事前相談済み。計画目標数の残りは定員87人分。
サービス付き高齢者向け住宅については、整備費用の補助申請はなかった。
都市型軽費老人ホームは、既存で区内1カ所（定員20名）、ほかにケアハウス1カ所（定員30名）あり。
そのほかの整備動向はない。

（3）住まいやサービス施設の機能向上
令和7年度より、認知症高齢者GH及び各種小規模多機能型居宅介護への大規模修繕補助を実施。
認知症高齢者GH1件、小規模多機能居宅介護1件を交付決定（小多機分は国交付金を活用）。
地域密着型サービスに係る本区独自の報酬加算は、次期計画での整備目標と合わせ、今後必要に応じて検討する。

後期分

（1）在宅生活を継続できる環境の確保
①令和7年度、各種小規模多機能型居宅介護の補助整備事業者を公募しているが、応募はない。
新たな複合型サービスの創設は国において継続検討のため、動向等を注視している。
②高齢者の安心・快適で自立した生活を支援するため、住宅改修助成を実施（申請9件、助成10件）
急病等の緊急時対応や安否見守りサービス等により、高齢者世帯の安心・安全な生活を支援（登録者数349人）
住宅セーフティネット事業については、不動産事業者への制度周知やセーフティネット専用住宅への
家賃低廉化補助を行うとともに令和7年10月の住宅セーフティネット法改正により創設される
居住サポート住宅の認定制度に係る準備を行った。住宅の確保が困難な高齢者等に対して、
公営住宅や民間賃貸住宅の情報等を提供するなど入居支援を行った。

（2）要介護者の状態に対応した多様な住まいの確保
令和6年4月から特養ホームの入所申込に有効期限を設定し、同施設の入所需要の精査を進めている。
令和7年度、各種小規模多機能型居宅介護併設を条件に、認知症高齢者GHの補助整備事業者を
公募しているが、応募はない。特定施設入居者生活介護は、開設8施設（定員376人）のほか、
2施設（定員163名）が事前相談済み。計画目標数の残りは定員87人分。
サービス付き高齢者向け住宅については、整備費用の補助申請はなかった。
都市型軽費老人ホームは、既存で区内1カ所（定員20名）、ほかにケアハウス1カ所（定員30名）あり。
そのほかの整備動向はない。

（3）住まいやサービス施設の機能向上
令和7年度より、認知症高齢者GH及び各種小規模多機能型居宅介護への大規模修繕補助を実施。
認知症高齢者GH1件、小規模多機能居宅介護1件に補助を交付（小多機分は国交付金を活用）。
地域密着型サービスに係る本区独自の報酬加算は、次期計画での整備目標と合わせ、今後必要に応じて検討する。

指標の達成状況

成果を測る参考指標	現状（令和5年度計画策定時）	目標（令和5年度計画策定時）	R6年度（3月末時点実績）	R7年度（3月末時点実績）	R8年度（実績）
第1号被保険者千人当たりの小規模多機能型居宅介護の登録定員数	1.4人	2.7人	1.4人	1.4人	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における医療的ケアが必要な待機者数	55人	25人	81人	74人	
活動指標	**現状（令和5年度計画策定時）**	**目標（令和5年度計画策定時）**	**R6年度（3月末時点実績）**	**R7年度（9月末時点実績）**	**R8年度（実績）**
小規模多機能型居宅介護の拠点数（登録定員数）	3か所（82人）	6か所（160人）	3か所（82人）	3か所（82人）	
認知症高齢者グループホームの施設数	17施設	18施設	17施設	17施設	
特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）の定員数	326人	626人	376人	376人	

施策の評価		
●自己評価結果	△	
●自己評価の内容		
（1） ①各種小規模多機能居宅介護事業者の補助整備については、応募がない状況である。 ②在宅継続を目的に、上記の「施策の実施状況」のとおり、住宅改修助成等の環境確保への支援を行った。 （2） 認知症高齢者GHの補助整備は、計画まであと1施設でもあり、各種小多機併設を条件に補助整備を公募している。 特定施設入居者生活介護は、2施設が新たに整備を進めている。 （3） 老朽化が進む既存認知症高齢者GH等の2施設へ修繕補助を実施した。		
●課題と今後の対応策		
次期の介護保険事業計画作成の中で、介護需要や地域及び事業者の実情を踏まえ、 特養ホームや各種小規模多機能居宅介護等の整備計画の再検討を図る。		

施策7　介護人材の確保およびサービスの質の向上

7-1　介護人材の確保

7-2　介護サービスの質の向上

施策	7	介護人材の確保およびサービスの質の向上

目指す姿
○介護職員として、働きやすい職場環境の中で、やりがいを持ち、高いモチベーションを維持しながら働き続けることができる。 ○介護サービス利用者が、質の高い介護サービスを過不足なく選択できる環境の中で、住み慣れた地域で安全・安心に生活できる。
現状と課題
①介護人材の不足
令和7年(2025年)には、243万人、令和22年(2040年)には280万人の介護職員が必要であるとしており、本区においても約270人(常勤加算)不足すると見込んでいる。介護人材の確保を促進する取組と同時に、介護の担い手を広げるための若年層に向けた啓発を継続していく必要がある。
②介護現場の業務効率化
質の高いサービスを安定的に提供していくために、介護現場における労働環境の改善が不可欠であり、事務負担等の軽減や、研修、サービスの向上に振り向けることができるよう、区内介護事業所に対して生産性の向上、業務効率化を支援していく必要がある。
③適切なサービスの選択と利用者の安全性の確保
尊厳を保持しその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、自分にあった介護サービスを要介護者自らが選択できる環境の整備が必要。また、安全・安心に介護サービスを利用できるよう、平時から介護事業所と連携して訓練を実施し、災害時の対応力の強化を図る。

施策の取組方針と取組内容	
1	介護人材の確保
(1)介護人材の確保・定着に向けた支援 ①介護職員資格取得研修にかかる費用助成の充実 ②介護に関する入門的研修の充実 ③介護職員宿舎借り上げ事業の実施 ④働きやすい職場作りに向けた取組みの推進 ⑤人材確保に向けた普及啓発 ⑥新たな支援策の検討 (2)介護人材の育成・資質向上に向けた支援 ①介護職員の資質向上に関する研修の開催 ②介護事業者への情報提供と普及啓発	
2	介護サービスの質の向上
(1)介護現場における業務の効率化・生産性の向上に向けた取組 ①ICT化の促進による業務の効率化、生産性の向上 ②文書量の削減等を通じたサービスの質の向上 ③中小事業者による連携、経営基盤の強化への支援及び研修の実施 ④新たな支援策の検討 (2)安心してサービスを利用するための取組 ①福祉サービス第三者評価受審に係る費用の助成 ②地域密着型サービスの指定に際して必要と認める条件 ③介護サービス相談員事業の充実 ④災害発生時の安全・安心の確保	

No	施策名
7-1	介護人材の確保

施策の実施状況

前期分

(1)介護人材の確保・定着に向けた支援
①介護職員資格取得研修費用助成…初任者研修4人、実務者研修16人、介護福祉士受験10人
②入門的研修の実施…1回　修了証交付4人、就職相談会への相談件数7件
③介護職員宿舎借り上げ事業…事前協議書の提出9件
④介護事業者研修…4回　参加者数125人
うち(2)①キャリアにあわせたテーマによる研修実施(初任者向け1回　中堅層向け1回、管理者向け2回)
⑤中高生向けに「マンガでわかる！介護のお仕事」パンフレットを3,000部印刷。
配布先：区内小・中学校(小学6年生・中学2年生は全員)・区内高等学校・専門学校・大学・図書館・区民ひろば・地域文化創造館・区内介護事業所等
⑥介護支援専門員法定研修費用助成事業、若年層向け介護の魅力発信事業等、新規事業の検討

(2)介護人材の育成・資質向上に向けた支援
①認知症介護実践者研修の実施…1回(前期) 修了者11人、年度内に計2回を予定
②事業者への情報提供ツール(ケア倶楽部)を利用し、国や都から発出された通知等の周知、区からの情報発信
②事業者連絡会の開催……1回(6月、参加事業所数136)、年度内に計3回を予定(11月、3月)
グループホームを対象とした介護事業所情報交換会(10月1日開催)の実施調整

後期分

(1)介護人材の確保・定着に向けた支援
①介護職員資格取得研修費用助成…初任者研修3人、実務者研修11人、介護福祉士受験9人
②入門的研修の実施…2回　修了証交付35人、就職相談会への相談件数175件
③介護職員宿舎借り上げ事業…申請数8件　交付件数8件
④介護事業者研修…3回　参加者数135人
うち(2)①キャリアにあわせたテーマによる研修実施　(管理者向け1回、ケアマネジャー向け2回)
⑤「マンガでわかる！介護のお仕事」パンフレット次年度分3000部作成。
⑥入門的研修を伴わない単独の就職相談会を実施した(一般参加者22名)

(2)介護人材の育成・資質向上に向けた支援
①認知症介護実践者研修の実施…2回(前期：修了者数11人、後期：修了者数6人)
②事業者への情報提供ツール(ケア倶楽部)を利用し、国や都から発出された通知等の周知、区からの情報発信
②事業者連絡会の開催…7年度計3回(参加事業所数・・・6月：136所、11月：126所、3月：139所)
介護事業所情報交換会：10月1日開催、グループホーム対象(17事業所中14事業所参加)
②介護事業者向けの集団指導の方式を動画配信へ変更し、好きなタイミングで学べるよう支援した。

指標の達成状況

成果を測る参考指標	現状（令和5年度計画策定時）	目標（令和5年度計画策定時）	R6年度（3月末時点実績）	R7年度（3月末時点実績）	R8年度（実績）
介護職員初任者研修の費用助成人数	15人	20人	12人	7人	
生活援助従事者・実務者研修、介護福祉士受験費用の助成人数	40人	42人	28人	46人	
入門的研修で「介護の仕事に就く不安が全てまたは少し払拭された」と回答する割合	81.5%	87.0%	85.5%	69.2%	
活動指標	**現状（令和5年度計画策定時）**	**目標（令和5年度計画策定時）**	**R6年度（3月末時点実績）**	**R7年度（3月末時点実績）**	**R8年度（実績）**
介護に関する入門的研修の受講人数	61人	90人	68人	44人	
介護職員宿舎借り上げ事業の助成金交付件数	1件	8件	4件	8件	

計画策定時から途中で指標を変更した場合

変更前指標	実務者向け研修の内容が「役にたった」と回答した割合／介護職員実務者研修の実施	変更後指標	入門的研修で「介護の仕事に就く不安が払拭された」と回答する割合／介護職員宿舎借り上げ事業の助成金交付件数
変更理由	研修体系を見直したため、計画策定時に設定した実務者研修に関する指標を測ることができなくなったため		

施策の評価		
●自己評価結果	○	

●自己評価の内容

(1)
①研修費用助成の申請数は合計で53人であり、年間目標人数合計62人に対し前期は約85．5%であった。
②第1回目の参加者が極端に少なかったこともあり、全体として6年度から大きく減少してしまった。
③今年度から電子申請での受付とした。申請枠8戸に対し、9戸の協議が提出され、8戸に交付決定となった。
④(2)①各キャリア層やケアマネジャー向けにテーマを設定して研修を実施。全体のアンケートの平均満足度は94.2%であった。
⑤区立中学校2年生に加え区立小学校6年生への全員配布に合わせ記事にルビを振り、モデルを2人から1人に変更し記事を充実させた。
⑥単独での就職相談会を初実施した。次年度はハローワークと共催し継続実施する。また、ケアマネージャーへの法定研修費用助成事業等の次年度新規事業の実施に向けて準備を進めることができた。

(2)
①各期の募集定員25人に対し、修了者数は前期が11人(44%)、後期が6人(24%)であった。前年度(計27人)と比べ減少している。
②国や都が実施する支援等も含め、ケア倶楽部での随時発信や事業者連絡会を通して周知を行い、事業者が情報を逃すことのないよう支援した。
②事業者連絡会はオンライン(Zoom)で開催した。区からの情報伝達のほか、関係行政機関からの情報提供も行った。また、介護事業所相互の連携・協力の促進、事業所の声を聴く機会として、グループホームを対象とした情報交換会を実施した。
②集団指導の方式を動画配信へ変更し、受講した事業者の95%が「今後もこの方法を継続してほしい」との回答を得た。

●課題と今後の対応策

(1)
①申請者の負担減に向け電子申請での受付を開始する。引き続きこまめな周知を行う。
②区内掲示板の掲示が周知効果が高いため、掲示期間をより長めに設定する。またさらなる周知方法や手段を模索する。
③年度途中での追加枠募集が必要になった際の事務手順の確認を早急に実施しつつ、助成枠の拡大を検討する。
④(2)①介護事業者研修は、各キャリア層に合わせるとともに最近の社会課題に沿ったテーマ設定を行い、年間計画を早めに立てる。
⑤様々な職種からモデルの選定するのが望ましいが、協力事業所探しが難航傾向にある。また本事業の効果が図りづらいことが課題。
⑥事業所のニーズを常に把握し、さらなる事業展開について検討を継続する必要がある。

(2)
①実践者研修への参加意向はあるが、職場体制等から難しいという状況も見られる。年2回の開催を継続し機会確保に努める。
②事業者連絡会は、区と事業者との情報共有・連絡調整等の場として開催し、併せて事業者相互の連携・協力等の促進、事業所の声を聴く機会づくりに取り組む。
②動画配信による集団指導が好評だったため、次回以降も同様の方式を継続する。また、この方式が他の事業の周知活動へ活かせないかを検討していく。

No	施策名
7－2	介護サービスの質の向上

施策の実施状況

前期分

(1)介護現場における業務の効率化・生産性の向上に向けた取組
①④ケアプランデータ連携システムの導入促進に向けた取組みを開始した。
介護事業者研修でのテーマ設定以外にも、説明会を開催(2回)し、業務効率化・生産性向上に向け、システム導入の意義について繰り返し案内した。
②令和6年10月から電子申請・届出システムの使用を開始しており、事業者における使用促進に向けた周知等を継続。
③引き続き、としま福祉事業協同組合への区の事業(介護に関する入門的研修)を委託。

(2)安心してサービスを利用するための取組
①福祉サービス第三者評価に係る費用助成申請件数は21件。年度内に計31件の申請見込み。
(助成金交付は年度末)。
②地域密着型サービスの指定に際して必要と認める条件は、従来と同じ内容で継続中。
③介護サービス相談員の施設訪問相談を20回実施した。
④協議会三役との打ち合わせ(2回)、役員会(1回)。 防災訓練への参加、総会開催の準備、個別避難計画業務への取組み、等。

後期分

(1)介護現場における業務の効率化・生産性の向上に向けた取組
①④ケアプランデータ連携システムの導入促進に向けた伴走支援を事業により43事業所が導入。
サポートサイト、サポートデスクの設置、導入事例集の作成。
②令和6年10月から電子申請・届出システムの使用を開始しており、事業者における使用促進に向けた周知等を継続。7年度使用率26%。
③物価高騰対策支援事業として支援金を2回交付。(4月～9月分・10月～12月分・1月～3月分)
③引き続き、としま福祉事業協同組合への区の事業(介護に関する入門的研修)を委託。

(2)安心してサービスを利用するための取組
①福祉サービス第三者評価に係る費用助成件数は31件。
②地域密着型サービスの指定に際して必要と認める条件は、従来と同じ内容で継続中。
③介護サービス相談員の施設訪問相談を30回実施した。
④介護事業者災害対策連絡協議会総会を11月に開催。新役員の選定、活動計画の承認、MSC(災害時連絡ツール)登録事業所の増加への取組み等。

指標の達成状況

成果を測る参考指標	現状 (令和5年度計画策定時)	目標 (令和5年度計画策定時)	R6年度 (3月末時点実績)	R7年度 (3月末時点実績)	R8年度 (実績)
介護事業者向け研修のテーマや講義内容に「満足した」と回答した割合	66.2%	70.0%	57.4%	94.2%	
介護サービス相談員事業利用者の相談後「満足した」と回答した割合	－	70.0%	74.0%	90.2%	
ケアプランデータ連携システム導入事業所数	ー	90事業所	8事業所	106事業所	
活動指標	**現状 (令和5年度計画策定時)**	**目標 (令和5年度計画策定時)**	**R6年度 (3月末時点実績)**	**R7年度 (3月末時点実績)**	**R8年度 (実績)**
介護事業者向け研修の実施	5回	5回	5回	7回	
介護サービス相談員の訪問回数	－	50回	44回	50回	
福祉サービス第三者評価受審費用助成件数	30件	33件	34件	31件	

指標を計画の途中で変更した場合

変更前指標	豊島区多職種ネットワークの登録機関数(施策5再掲)	変更後指標	ケアプランデータ連携システム導入事業所数
変更理由	令和7年度から、介護事業所の業務効率化・生産性の向上に向けた支援として、ケアプランデータ連携システム導入促進事業を新たに開始したため。		

施策の評価		
●自己評価結果	◎	

●自己評価の内容

(1)
①④ケアプランデータ連携システムの導入に向けた伴走支援の結果、43事業所に導入。導入数の目標を超えることができた。
②指定申請等に係る書類の簡素化(令和6年度実施)と電子申請・届出システムの使用により、文書量の削減と事業者の事務負担の軽減につながっている。
③都の事業に合わせ、区でも物価高騰対策支援金の支給を実施し、事業所の経営安定に向けた財政支援を行った。
③引き続き、としま福祉事業協同組合への区の事業(介護に関する入門的研修)を委託。

(2)
①福祉サービス第三者評価費用助成に係る年度毎の申請件数は横ばい傾向であるが、受審歴の無かった事業所からの新規申請もあった。
②事業者に対する指定条件の周知にあたっては、新規・更新の決定通知と併せ、条件を明記した文書を通知している。
③介護サービス相談員事業の対象施設への定期的な継続し、利用者の生の声を伺い、日々のご不安の解消に努めた。
施設利用者へのアンケートを実施したところ、約90%の利用者が「介護相談員事業に満足している」と回答しており、昨年度を大きく超える満足度が得られた。
④区がオブザーバーとなり災害対策連絡協議会主催で総会を実施。新役員の選出、活動計画の承認を受け、新たに活動がスタート。個別避難計画策定の業務委託実施に向けて準備を進め、資金調達の道筋を立てることができた。

●課題と今後の対応策

(1)
①④8年度も引き続きケアプランデータ連携システムの導入に向けた伴走支援事業を行うが、参加する事業所の確保が課題であり、居宅介護支援事業所に向けて直接導入推進の声かけを行う。
また、介護情報基盤の開始に向けた事業所への支援も検討する必要がある。
②令和7年度の指定申請等のうち、電子申請・届出システムで提出された割合は26%であった。
徐々に増加しているが、更に使用が進むよう事業者への周知、支援を図る。
③としま福祉事業協同組合に対する今後の新たな支援策を模索する必要がある。
8年度は物価高騰対策支援金の支給に加え、臨時経営安定支援金の支給も実施するが、今後も長引く物価高騰への支援策が求められる。

(2)
①第三者評価費用助成において地域密着型通所介護事業所の受審割合は伸び悩んでいるが、受審意義の普及を図りつつ、未受審事業所への個別勧奨を継続していく。
②サービスの質の向上に資する指定条件等の検討は継続し、必要に応じて見直しを行う。
③より多くの利用者の声を拾い上げるために、介護サービス相談員事業を拡張する必要がある。
そのため、令和8年度からは事業予算を増額し、介護サービス相談員の施設訪問を毎月実施することとした。
④協議会の組織力が弱いため、区が中心となり様々な活動の支援を行う必要がある。
災害時の連絡ツール(MCS)登録事業所の増加、個別避難計画作成支援業務の委託を引き続き進めていく。

施策８　給付適正化の取組
（介護給付適正化計画）

施策	8	給付適正化の取組（介護給付適正化計画）

目指す姿

〇介護サービスを必要とする方を適切に認定し、介護サービス提供事業所等がルールに則って、利用者が真に必要とするサービスを過不足なく提供できる。
〇介護給費適正化の不断の取組により、自立支援・重度化防止という介護保険の理念を実現し、介護保険制度の持続可能性を確保することができる。

現状と課題

①介護給付適正化の取組

要介護認定者数の増加に伴い、介護サービスの需要の増加が見込まれる中、介護保険制度の持続可能性を確保していくためには、財源と人材を、効果的かつ効率的に活用することが求められている。
給付適正化主要3事業（「要介護認定の適正化」・「ケアプラン点検」・「医療情報との突合・縦覧点検」）および給付実績を活用した独自の取組について効率的・効果的な方法を検討する必要がある。

施策の取組方針と取組内容

（1）要介護認定の適正化
　①認定調査の平準化
　②認定審査会の平準化
　③申請から認定までの期間短縮への取組
（2）ケアプラン点検
　①指導方針の策定
　②ケアプラン点検の実施
　③効果的な取組の検討
（3）医療情報との突合・縦覧点検
　①医療情報との突合・縦覧点検の実施
　②効率的な取組の検討
（4）給付実績の活用
　①給付実績の活用
　②運営指導等の実施

No	施策名
8	給付適正化の取組（介護給付適正化計画）

施策の実施状況

前期分

（1）要介護認定の適正化
①認定調査員研修…新規研修開催（年3回のうち2回実施）、現任研修（年1回11月開催予定）に向けて資料作成。
②認定審査会の平準化…事例検討会、合議体長の会等にて重軽度変更率データの提示。
審査判定で迷う事例についての共有。
③申請から認定までの期間短縮への取組…審査会資料の督促作業手順の見直し。
がん末等についての審査会での案件追加の増加（1件→2件）。

（2）ケアプラン点検
②ケアプラン点検の実施…197件

（3）医療情報との突合・縦覧点検
①医療情報との突合・縦覧点検の実施…769件
②東京都国保連合会主催の研修会への参加（1回）

（4）給付実績の活用・運営指導
①ケアマネジャー向けヒアリングシートのテーマ検討
②運営指導等の実施…24件

後期分

（1）要介護認定の適正化
①認定調査員研修…新規研修開催（年3回のうち1回実施）、現任研修開催（11月）
②認定審査会の平準化…介護認定審査会委員全体会等にて区・都・全国及び24合議体間の
重軽度変更率データの提示。また、審査判定で迷う事例についての共有。
③申請から認定までの期間短縮への取組…審査会資料の督促作業手順の見直し。
がん末等についての審査会への案件2件追加。

（2）ケアプラン点検
②ケアプラン点検の実施…62件

（3）医療情報との突合・縦覧点検
①医療情報との突合・縦覧点検の実施…749件

（4）給付実績の活用・運営指導
①ケアマネジャー向けヒアリングシート…17件
被保険者アンケート…送付：850件、回答：220件、回答率25.8%
②運営指導等の実施…17件

指標の達成状況

成果を測る参考指標	現状（令和5年度計画策定時）	目標（令和5年度計画策定時）	R6年度（3月末時点実績）	R7年度（3月末時点実績）	R8年度（実績）
区と都の平均重度化率の乖離	1.6pt	2.0pt以内	0.6pt	1.0pt	
医療情報との突合・縦覧点検を行った件数のうち、誤っている給付実績の割合	1.4%	1.0%	3.2%	2.4%	
活動指標	**現状（令和5年度計画策定時）**	**目標（令和5年度計画策定時）**	**R6年度（3月末時点実績）**	**R7年度（3月末時点実績）**	**R8年度（実績）**
合議体の平均重度変更率	14.2%	15.0%	13.6%	14.6%	
ケアプラン点検実施回数	141回	200回	117回	259回	
医療情報との突合・縦覧点検件数	1,463件	1,500件	1,570件	1,518件	

指標を計画の途中で変更した場合

変更前指標	合議体間の平均重度変更率の乖離	変更後指標	合議体の平均重度変更率
変更理由	文言訂正		

施策の評価		
●自己評価結果	◎	

●自己評価の内容

（1）
①認定調査員研修を充実させ、オンラインを活用し参加しやすい方法で実施した。
②会議にてデータを活用し意識づけを図り、適時、審査判定手順の確認を行うことで平準化につなげた。
③審査会資料督促方法の見直しをし、積極的に追加案件による審査判定をすることで、
申請から結果通知までの期間短縮につなげた。

（2）
②居宅介護支援事業所を対象とする運営指導を多く実施したことに伴い、運営指導との一体的に実施する
ケアプラン点検の件数が増加し、区独自方式分と併せて計259件実施できた。

（3）
①東京都国保連合会から提供される情報をもとに全件点検を実施し、請求誤りが確認できたものについては
過誤処理するよう指導した。

（4）
①ケアマネジャーヒアリングシート17件の確認。被保険者アンケート850件の送付、220件の回答を通じて、
給付適正化にかかる理解を促進することができた。電子アンケートの導入により事務負担軽減を
図ることができた。
②運営指導を年間で41件実施し、内8件はオンラインで指導を行い、業務の効率化を図った。

●課題と今後の対応策

（1）
①認定調査員研修を実施、調査の平準化を目指し調査員のスキル向上をはかる。
②データを活用し委員向け全体会議や研修、広報にて平準化意識を向上していく。
③審査会での審査件数の柔軟な対応や簡素化の導入を目指す。

（2）
②ケアプラン点検の件数については、運営指導との一体的実施分の件数が事業所の
プラン作成数によって左右されるため、区独自方式を着実に実施していく。

（3）
①国保連から提供される帳票活用や点検方法の効率化について研究を行う。

（4）
①効果的なテーマ及び実施方法について検討する。また、デジタル弱者にも配慮したアンケートの
実施についても検討していく。
②定期的・計画的な運営指導を実施していくため、今後も引き続き指導計画に沿った事業者指導を行う。